

## 平成 29 年度 事業計画

### (基本方針)

我が国経済は、アベノミクスの推進により、将来に明るい兆しが見えているが、今日、保護主義の台頭など世界経済に不透明感が出てきており、それによって、今後、我が国経済の不安定化や雇用情勢への悪影響が懸念されている。

一方、我が国の労働力人口は、少子超高齢社会が到来し、今後とも、減少することが見込まれる中、高年齢者に対し、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業機会を確保し提供するシルバー人材センターは、これまで以上に、高年齢者の生きがいづくりや健康づくりに限らず、現役世代を支える重要な役割を担うものと期待されている。

本シルバー人材センターでは、ここ数年、派遣事業の拡大などを受け受注金額が対前年度を上回る好調な状況を維持し、平成 28 年度も概ね順調に推移したが、会員数は、全体としては漸減傾向となっており、会員の拡大が喫緊の課題となっている。

特に、継続雇用制度の施行に伴い、会員の確保がより困難になるとともに、会員の高齢化への迅速な対応が求められる一方、会員ニーズの多様化への適切な対応が重要となっている。

また、平成 28 年度においては、就業中の傷害事故などが多発するとともに、会員の不適格行為が頻発し、本シルバー人材センターの運営の根幹をなす安全就業・適正就業の確保が、大きく揺らぐ状況となっている。

このようなことを踏まえ、「第 2 次高松市シルバー人材センター中期計画」を念頭に置き、高松市など関係団体とも密接に連携する中、国の補助事業である「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」や「地域就業機会創出・拡大事業」を積極的に活用しながら、諸課題の解消に向け、下記の重点取組事業などに取り組むこととする。

### (重点取組事項)

- 会員数が、ここ数年、総体的に漸減傾向となっていることから、受注状況や継続雇用制度なども踏まえ、一層、会員の加入促進に努める。
- 広く市民を対象に、シルバー事業への理解と協力を得るため普及啓発活動を実施する。
- 剪定や除草を行う会員の拡大、剪定班、除草班の充実を図る。
- 地域就業機会創出・拡大事業を活用し、地方公共団体と連携しながら、就業機会の拡大に努める。
- 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、シルバー派遣事業を積極かつ重点的に推進する。

- 平成28年10月に開始した介護保険制度介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の着実な推進に努める。
- 会員の就業中の傷害事故などの防止を目指し、安全意識の啓発など安全就業の確保に取り組む。
- 適正就業推進等の観点から総額請負契約を推進する。
- 就業機会の公平化を引き続き推進するとともに、会員の就業上の不適格な行為の防止、是正に取り組み、適正就業の徹底に努める。
- 公益社団法人として、更なる自主・自立に向け、事業運営全般にわたる改善や見直しを進める。

## I シルバー人材センター事業

### 1 請負・委任による就業機会の提供

市内の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高松市やその他の公共的団体及び民間事業所、個人から、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる仕事を有償で受託し、センター会員に提供する。

### 2 一般労働者派遣による就業機会の提供

香川県シルバー人材センター連合会（以下「県シ連」という。）高松事務所として、一般労働者派遣による就業機会を確保し、センター会員に提供する。

特に現役世代の下支えや人材不足への対応を念頭に、民間事業所の要望に応えられるよう重点的に推進する。

### 3 職業紹介

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる仕事を希望する市内の高年齢者を対象に、有料職業紹介を行う。

### 4 調査研究

事業を発展・拡充するため、高齢化の状況や高年齢者を取り巻く雇用情勢の調査等を行う。

中でも、有効求人倍率が高止まりの状況で、センターの受注額も増加傾向にあることを踏まえ、発注者ニーズの動向の把握に取り組むなど、迅速・的確な情報収集に努める。

具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) センターを取り巻く諸状況の変化を的確に把握し、今後の事業見通し等も踏まえ、事業の改善に努める。
- (2) 新入会員の就業ニーズの調査や研修等を実施して、就業開拓等に活かす。
- (3) 会員の就業実態や未就業者の希望職種等を把握し、その就業先の開拓に努める。
- (4) センターへ提出されている会員情報の更新に努める。
- (5) 今後の消費税率の引き上げを念頭に置き、情報収集に努める。
- (6) 「第2次中期計画」の平成30年度改定に向け、情報収集に努める。
- (7) 香川県最低賃金の改定情報の収集に取り組み、適切な対応に努める。

## 5 普及啓発

センターの活動の趣旨や事業内容等について、広く市民の理解を深め協力をいただけるよう、広報専門部会を中心に、効果的・効率的な普及啓発活動の協議・検討を進め、市民、地方公共団体、事業所などへの組織的な普及啓発や会員個々による近隣地域での普及啓発の推進を図る。

具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に、街頭啓発活動や地域でのボランティア活動などを通して、シルバー事業のPRに努め、会員の拡大を図る。
- (2) シルバーフェアについては、効果的な開催に向け開催場所の検討を行うとともに、広く市民に対し、シルバー事業の普及啓発が図れるよう、工夫を凝らしながら、実施に努める。
- (3) 他の団体等が実施する各種事業にも参加し、シルバー事業の普及啓発に努める。
- (4) マスメディアや市の広報媒体等を積極的に活用し、シルバー事業の普及啓発を図る。
- (5) 適宜、センターの事業状況や実績などの情報をホームページに掲載し、シルバー事業に対する市民の理解と認識を深める。
- (6) 様々な工夫を凝らしながら機関紙「シルバーたかまつ」や月刊「事務局だより」を編集・発行し、会員や市民へ迅速で分かりやすい情報の提供に努める。
- (7) 「遍路への観光案内・お接待事業」は、高松市共同募金委員会の助成を得る中、センターの社会貢献事業、そしてPR事業として実施する。
- (8) 「放課後児童ふれあい育成支援事業」は、センターの社会貢献事業、そしてPR事業として実施する。

## 6 安全・適正就業の推進

適正な受託事業を確保する中、安全委員会、適正就業推進委員会を中心に年間活動計画を策定し、安全・適正就業に係る指導や研修の実施、情報提供などを行い、会員自身の意識向上を図るとともに、事業所等に対し、適宜・適切な周知と理解を求めるとともに、安全就業、適正就業の推進と徹底を図る。

具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 安全委員会 5 回程度開催

(2) 安全就業対策

ア 自動車運転業務に従事する会員に対し、新たに設定した年齢制限と研修制度を的確に運用し、事故防止に取り組む。

イ 重篤事故等の発生を防止するため、「安全就業基準」や、その中の「作業別安全就業基準」の周知徹底を図る。

ウ 「安全保護具適正使用促進要綱」に基づき、安全帽、安全帯など安全用具の装着を徹底するとともに、安全啓発のパンフ・チラシ等の作成配布及び除草作業中の飛散防止対策などとして安全対策用具の整備普及を図る。

エ 「損害賠償事故加害会員の措置に関する規程」の周知徹底を図り、適切な運用に努めるとともに、事故等を起こした会員等を対象に特別研修を実施する。また、一層の事故防止を目指し、同規程の見直しを検討する。

オ 安全強化月間を中心に、年間を通して、安全委員会委員等による抜き打ちパトロールなど職場安全パトロールを実施する。

カ 作業用機械・器具等の取扱い研修並びに安全就業や交通事故防止の講習会を実施する。

キ 剪定・除草作業等の安全対策に関する研修を充実し事故防止に努める。

ク 安全講習会の充実に努めるとともに、県シ連主催の安全就業推進事業に会員の参加を奨励する。

ケ 公務上事故（傷害・賠償）報告書を分析して、安全対策に活かす。

コ 「シルバーたかまつ」や「事務局だより」等を活用し、安全就業の周知・啓発に努める。

サ 安全就業には、健康が不可欠であることから、年1回の健康診査の受診や、シルバー派遣会員には健康チェック問診票の記入を徹底させる。

シ ここ数年で最も少ない、平成27年度の事故件数を下回るよう努める。

(1) 適正就業推進委員会 5 回程度開催

(2) 適正就業対策

ア 臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業の適正化を徹底し、就業機会の公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を活用する。

- イ 適正就業を推進するため、「会員就業の基準に関する規程」の効果的な運用を行うとともに、就業期間の制限等を超える会員に対する改善措置を継続して実施する。
- ウ 適正就業推進委員会委員等による就業先への巡回を実施し、就業実態を踏まえ適正就業を推進する。
- エ 就業不適格会員に対しては、「会員就業の基準に関する規程」に基づき厳正な措置を講じる。
- オ 新規の受注又は既存契約の更新に当たっては、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、シルバー派遣事業や職業紹介事業も活用し適正就業を図る。
- カ 剪定や除草作業の受注を中心に総額請負方式の契約を推進する。

## 7 就業分野の開拓・拡大

高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、民間事業所からの要望等の的確な把握に努め、仕事の需給調整と新たな就業先の開拓等を行う。

具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 理事を中心に、ブロック長、班長等に対し適切な情報提供を行う中で、地域班、職群班における会員の連携強化と自主的活動を促進し、地域班や職群班による地域における就業先の開拓を進める。
- (2) 剪定班、除草班、表具グループなどの充実強化を図るとともに、新たな職群班の結成を促し、共働・共助意識を高めながら、就業拡大を図る。
- (3) 剪定受注量に適切に対応するため、剪定技能の向上や安全対策に関する研修を充実し剪定班の人員養成や、適宜、剪定班の再編に努める。また、会員が剪定班に加わり易い環境づくりに努める。
- (4) 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の主旨に沿って、地方公共団体、民間企業等からの新規事業の受注開拓に努める。
- (5) 独自事業のシルバーわいわい農園や書道教室の充実を努める。
- (6) 事務局業務担当が訪問活動等を行い、既存の発注者の潜在ニーズの掘り起こしに努めるとともに、新たな就業先の開拓を推進する。
- (7) 新入会員や未就業会員等を対象として、効果的な就業相談の実施に努める。
- (8) 発注者の満足度向上を図るため、会員研修及び職員研修を充実・推進する。

- (9) 平成28年10月に開始した介護保険制度新総合事業の着実な推進に努める。
- (10) 高松市と連携し、新たに空き家管理事業の実施を検討する。
- (11) 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、シルバー派遣事業を積極的に推進する。
- (12) 会員への総額請負方式の周知に努め、シルバー事業の安定・拡大を図る。

8 地域ニーズ対応事業(地域就業機会創出・拡大事業)

3年目となる地域ニーズ対応事業(平成28年度からは地域就業機会創出・拡大事業に移行)「剪定枝葉等リサイクル事業」の効率的な運営に努める。

具体的な内容は、次のとおりである。

地域ニーズ対応事業(地域就業機会創出・拡大事業)「剪定枝葉等リサイクル事業」について、剪定班との連携や香南アグリーム等と協力し、効率的な運営に努める。

## II 高齢者活躍人材育成事業

県シ連が実施する高齢者活躍人材育成事業について、協力、連携を図る中で、現役世代を支える分野や人手不足分野への派遣、請負、職業紹介の拡大を図る。具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 県シ連が行う高齢者活躍人材育成事業と協力・連携して、現役世代を支える分野や人手不足分野への派遣、請負等の充実・拡大に努める。
- (2) 独自に新入会員研修や技能・接遇などの研修・講習会を実施する。

## III 法人の充実と財政基盤の確立

公益社団法人として、各種事業を実施し、法人の円滑かつ適切な運営と発展に努める。併せて、センター及びシルバー事業の安定的・継続的な運営を確保するため、財政基盤の確立に努める。

具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 自主・自立、共働・共助の基本理念に則り、会員による自主的な運営の確立を目指して、情報の提供や啓発を行う。
- (2) 重要課題に対応した担当理事制の効果的な活用や新たな制度を活用した役員研修などを通じて、理事会機能の強化を図る。
- (3) 専門部会や委員会等の役割を果たすため、委員活動の活性化を図り、諸問題等への適切な対応を図る。
- (4) 効果的・効率的な業務の処理体制の確立を目指し、職員研修の充実や会員の連携強化に努める。
- (5) 職員に少なくとも年1回の研修参加を求め、職員の能力向上を図る。
- (6) 会員相互の交流を深め法人の一体感を醸成するため、会員研修旅行や同好会等あらゆる機会を捉えて、会員の交流を推進する。
- (7) ブロックこんだん会を開催し、地域班の各種活動の活性化を図る。
- (8) 本部等事務所の整備及びパッカー車の購入準備等のため、引き続き、特定費用準備資金及び資産取得資金の積み立てを行う。
- (9) 新たに制定した遅延未収金回収要綱に基づき、迅速・着実に遅延未収金の回収に努める。
- (10) 本部事務所施設の老朽化を踏まえ、本部機能の移転について、関係団体等との協議・検討を進める。
- (11) 老朽化した本部中館の撤去を推進する。
- (12) 新たな南部地区センター事務所の円滑な運営と周知に努める。



#### IV 法人管理事業

##### 1 会員の状況

平成22年度をピークに、会員数が、総体的に漸減傾向となっていることから、団塊の世代をターゲットにしながらホワイトカラー退職者や女性など幅広く加入促進に努める。

会 員 数	平成27年度末	1,854人
	平成28年度末	1,812人
	平成29年度(予算)	1,850人

具体的な事業内容は、次のとおりである。

- (1) センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員を広く求めるため、地域班員による加入活動を推進するとともに、街頭啓発活動やシルバーフェアの実施、ホームページの充実や各種広報媒体を活用するなど一般市民へのPRに努め、会員拡大を図る。
- (2) 月3回の入会説明会(本部・南部地区・東部地区)を開催する。
- (3) 機会を捉えて、センターの説明会や入会説明会の出前を実施する。
- (4) 就業相談等を活用し、未加入者に対し入会を奨励する。
- (5) 新入会員に対して、速やかに就業機会を提供し、退会者の減少に努める。
- (6) 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、シルバー派遣事業を推進し、団塊の世代やホワイトカラー層などの入会を推進する。

##### 2 公益社団法人としての適正性の確保

公益社団法人として適正な運営に努める。

具体的な事業内容は、次のとおりである。

- (1) 香川労働局、香川県、全国シルバー人材センター事業協会、県シ連から、適宜、助言を受けるとともに、他のセンターの運営状況等を把握する中で、円滑かつ適切な運営に努める。
- (2) 公益社団法人として、情報公開やコンプライアンスの向上などに努め、一層の運営改善を図る。
- (3) マイナンバー制度の実施に伴う特定個人情報の適正な取扱いを徹底する。
- (4) 収支相償への対応など、引き続き、公益法人制度に相応しい諸規程の制定・運用や会計処理等の改善に努める。

### 3 南海トラフ地震への備え

近い将来、発生が予測される南海トラフ地震は、甚大な被害が予測されているため、センター業務において、安全かつ迅速な避難や情報の伝達、安否確認などができるよう、関係機関と連携して防災・減災に向けた準備等に取り組む。

### 4 諸会議の開催

センターの管理運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開 催 回 数
(1) 定時総会	1回
(2) 理事会	12回（1か月に1回）